

議案第38号

栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例

栗山町議会委員会条例（平成19年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 広報広聴常任委員会 12人

ア 議会広報誌の編集及び発行に関する事項

イ 議会広聴の実施に関する事項

ウ 議会広報・広聴の調査及び研究並びに政策提言に関する事項

第32条を第33条とし、第23条から第31条までを1条ずつ繰り下げる。

第2章中第22条の次に次の1条を加える。

（小委員会の設置）

第23条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後最初に指名される広報広聴常任委員会の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。